

大分市立碩田学園 いじめ防止基本方針



平成29年4月

碩田学園いじめ問題対応マニュアル

1	いじめ防止基本方針	1
2	いじめとは	2
3	いじめ防止の基本的な方向と取り組み	2
(1)	いじめ対策委員会	2
	・重大事態発生の対応	3
(2)	いじめ防止教育年間指導計画	4
(3)	いじめの対応（全体図）	5
(4)	いじめ防止のための校内体制	6
(5)	いじめの理解	7
(6)	いじめの早期発見・早期対応	8
(7)	いじめの被害者への対応	9
(8)	いじめの加害者への対応	10
(9)	いじめの観衆・傍観者等への対応	11
(10)	「ネット上のいじめ」への対応	12
(11)	緊急対応（自殺の企図）	13
(12)	いじめの予防	14
(13)	いじめアンケート等	15
(14)	地域社会・マスコミ等への対応	16
(15)	いじめ問題の取り組み点検票（教職員用）	17
(16)	いじめ問題の取組点検票	18
(17)	いじめ等に関する相談機関（リスト）	19

1 学校いじめ防止基本方針

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組むことから始めていく必要がある。

未然防止の基本となるのは、生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。生徒に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を生徒自らが作り出していくものと期待される。

教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている生徒や、周りで見えていたり、はやし立てたりしている生徒を容認するものにほかならず、いじめられている生徒を孤立させ、いじめを深刻化する。また、障害（発達障害を含む）について、適切に理解した上で、生徒に対する指導に当たる必要がある。

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有することが大切である。

なお、指導に困難を抱える学級や学校では、暴力を伴わないいじめの発見や早期対応が一層難しくなる点に注意する。また、例えば暴力をふるう生徒のグループ内で行われるいじめ等、特定の生徒のグループ内で行われるいじめについては、被害者からの訴えがなかったり、周りの生徒も教職員も見逃しやすかったりするので注意深く対応する必要がある。

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法）

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得る問題であり、子どもたちの心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺、殺人などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、だれもが被害者にも加害者にもなり得るものであり、子どもたちの力だけでは解決が難しい問題であり、学校の指導の在り方が問われるものである。

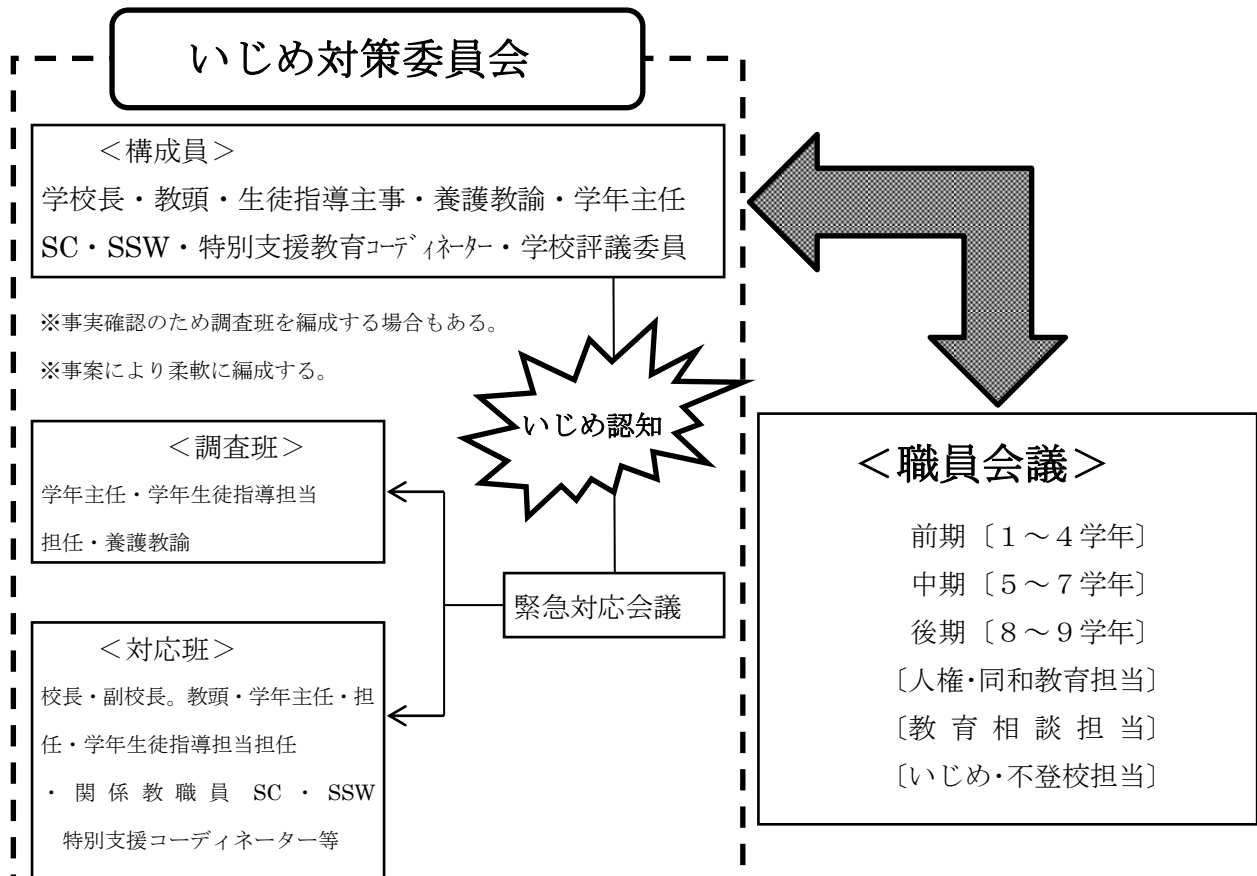
いじめ問題を解決していくためには、「人間として絶対に許されない」ものであるという強い認識に立ち、未然防止、早期発見、迅速かつ的確に取り組むことが重要である。また、被害者の立場に立った親身の指導を行うとともに、学校、家庭、地域社会等、関係者が一体となって取り組む必要がある。

(3) いじめの集団構造と態様

いじめは、「被害者（いじめを受けている子ども）」と「加害者（いじめている子ども）」だけの問題ではない。周りではやし立てたり、喜んで見ていたりする「観衆」や見て見ぬふりをする「傍観者」もいじめを助長する存在である。周りで見ている子どもたちのなかから、「仲裁者」が現れる、あるいは直接止めに入らなくても否定的な反応を示せば、「いじめる子」への抑止力になる

3 いじめ防止の基本的な方向と取組

(1) いじめ対策委員会



(2) いじめ防止教育年間指導計画

◎ 1 学期

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月
職員会議	いじめ対策委員会 ・職員会議提案 ・基本方針 ・指導計画等	←----- 事案発生時，緊急対応会議の開催 ----->			
防止対策		PTA等による 保護者向けへの 啓発活動	いじめ防止 基本方針研修 HyperQU実施		HyperQU検証
早期発見		学級・学年づくり 人間関係づくり (運動会)	第1回いじめ アンケート	教育相談週間	

◎ 2 学期

	9 月	10 月	11 月	12 月
職員会議	いじめ対策委員会 ・情報共有 ・2・3 学期計画	←----- 事案発生時，緊急対応会議の開催 ----->		
防止対策	学級・学年づくり 人間関係づくり (運動会・文化祭)	教職員 いじめ問題研修会 HyperQU実施	8・9 年人権学習 5～9 年生 情報モラル教室	全学年 人権学習
早期発見		第2回いじめ アンケート	教育相談週間	

◎ 3 学期

	1 月	2 月	3 月
職員会議	←----- 事案発生時，緊急対応会議の開催 ----->		
防止対策	HyperQU検証		いじめ対策委員会 ・本年度のまとめ 6 年生進級事前指導(PTA) 学級編成

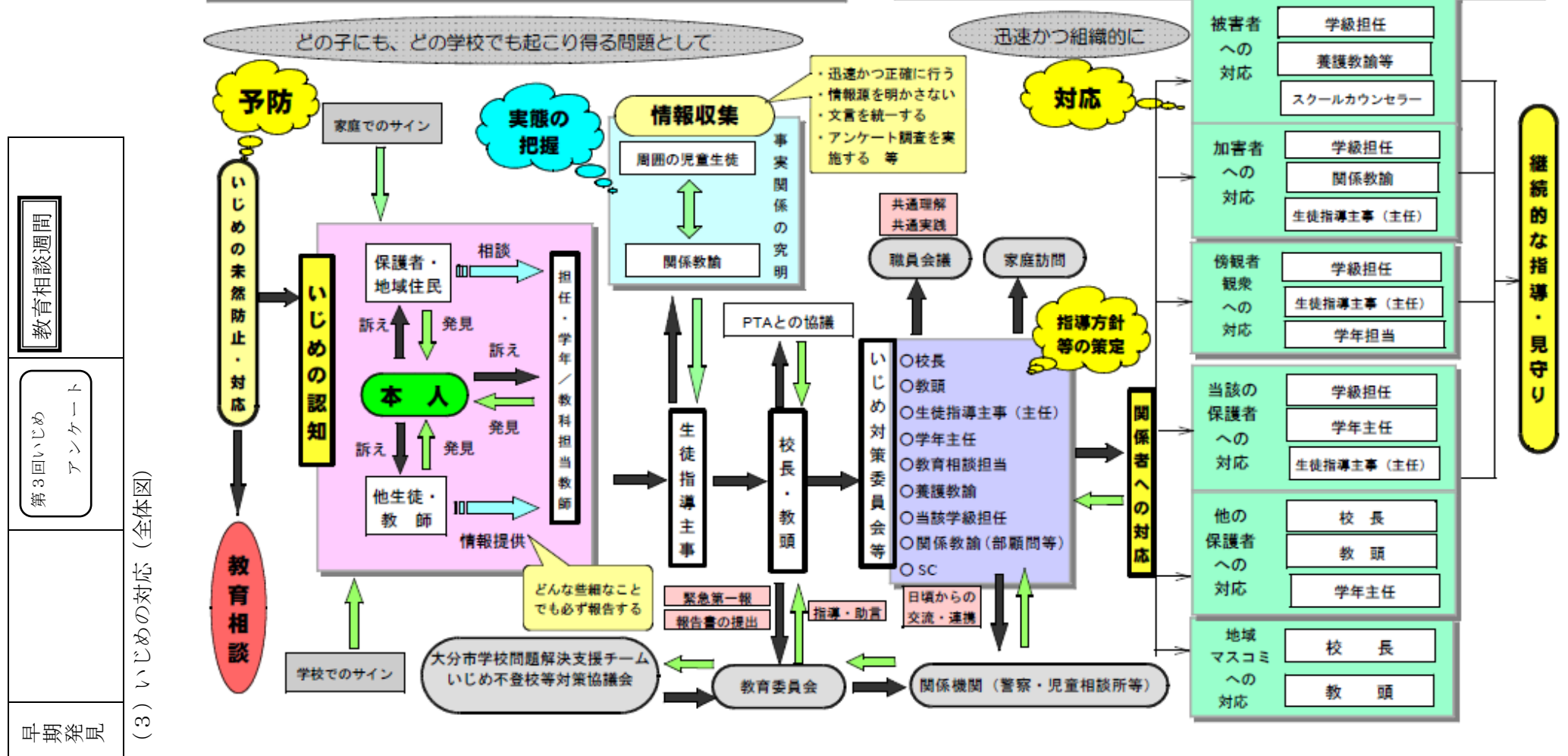
(3) いじめの対応 (全体図)

いじめとは

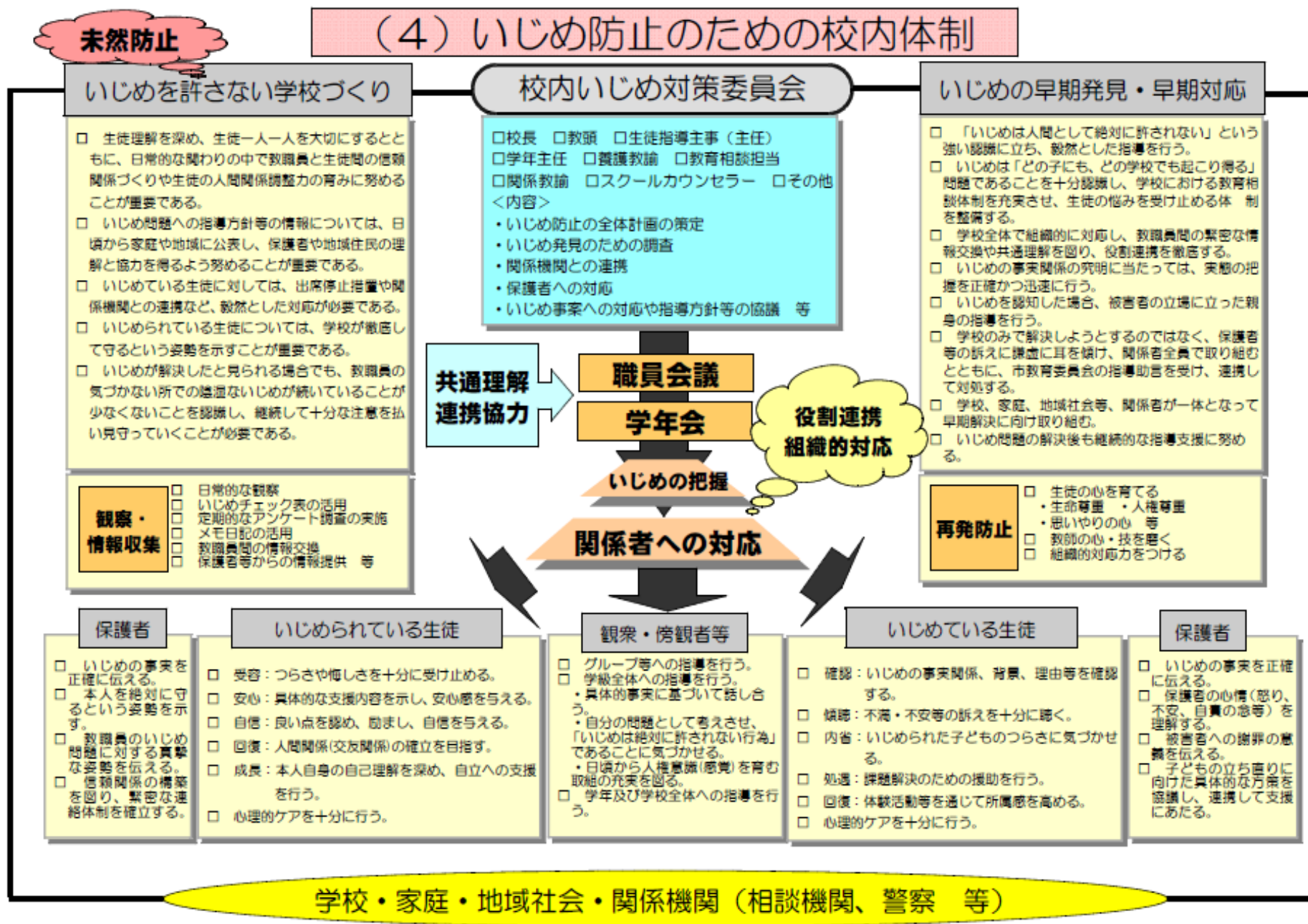
児童生徒が、一定の人間関係のある者から心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものとする。(平成19年2月 文部科学省)

いじめの対応についての基本的認識

- いじめは「人間として絶対に許されない」という強い認識に立つこと
- いじめ問題に対しては被害者の立場に立った親身の指導を行うこと
- いじめ問題は学校(教師)の指導の在り方が問われる問題であること
- 学校、家庭、地域社会等、関係者が一体となって取り組むことが必要であること
- いじめ問題は家庭教育の在り方に大きく関わる問題であること

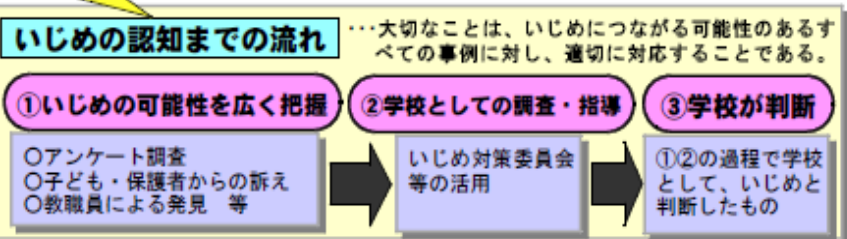


(3) いじめの対応 (全体図)

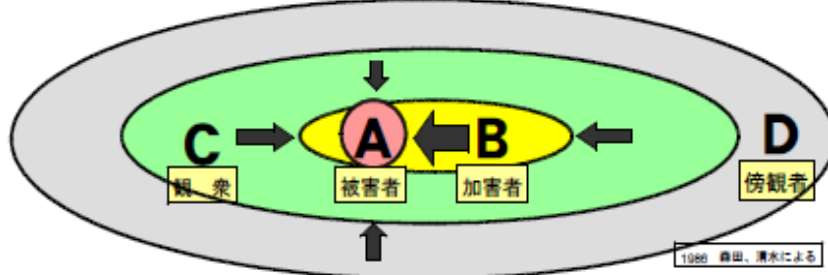


(5) いじめの理解

どの子どももいじめられる側、いじめられる側になり得る。

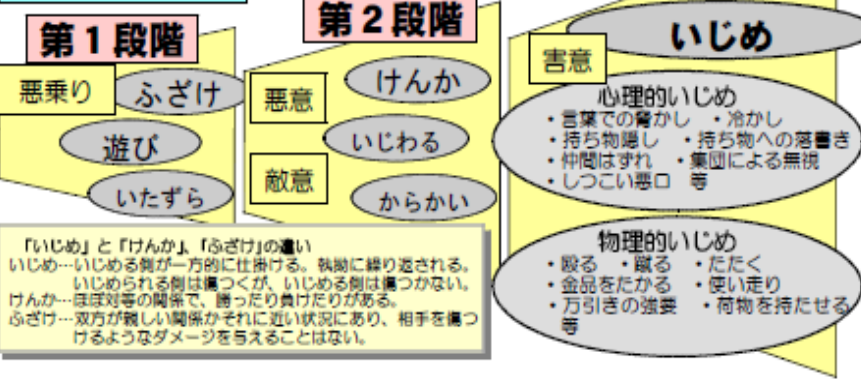


いじめの4層構造



A=被害者...いじめられている生徒
 B=加害者...いじめている生徒
 C=観衆...いじめをはやし立て、おもしろがっている生徒(いじめを強化する存在)
 D=傍観者...見て見ぬふりをしている生徒(いじめを支持する存在)

いじめの進行



いじめの種類

暴力

- 殴る、蹴る、小突く、つねる
- 頭髪を引っ張る
- プロレスごっこに見せかけ痛めつける
- 足を引っかけて転ばす
- 縄目を囲み、スポンや下着を下げる 等

言葉の暴力(冷やかし等)

- あだ名や悪口を言う
- 「○○死ぬ」と言う
- やじる、はやし立てる
- ヒソヒソ話をする
- 「きもい」「うざい」「殺す」と言う 等

仲間はずれや集団による無視

- 相手にしない
- 知らんぷりをする
- 話しかけない 口をきかない
- 遊びや運動仲間に入れない
- 話し合いに入れない
- 近くに寄らずに避ける
- にらみつける 等

たかり

- 物品や金銭を要求する。また、おごれと強要する
- 家から金銭を持ち出すように命じる
- 万引きするように命じる

嫌がらせ

- 嫌がることをあえてする
- こわす、隠す
- 持ち物にいたずらをする
- 悪書きをする
- 机を蹴す 等

言葉での脅かし

- 「ちくるとただでは済まんぞ」と言う
- 「ひどい目に遭わせるぞ」と言う
- 言われたくないことを何度も言う 等

その他

- 用足し、着替え、食事等の際にのぞき込む
- 用事を言いつけ、相手を酷使する
- 言いがかりをつけ、不快そうな表情やそぶりをする
- パソコンや携帯電話で談話中傷や嫌なことをする
- 虚偽の情報や噂を流す(言いふらす) 等

不快さの押し付けから犯罪まで

いじめの背景

生徒の心理

- ストレスが身体症状、行動面に表れやすい
- 不安やイライラ、無気力、抑うつなどの心理状態に陥る
- 自尊心の傷つきを暴力、いじめで癒す 等

学校における要因

- 教師と生徒の信頼関係、生徒相互の人間関係がうまく築けない
- 他者を思いやる心や規範意識が十分育っていない
- 授業をはじめとする教育活動が生徒の満足感や成就感を味わえるものになっていない 等

地域社会における要因

- 地域における人間関係の希薄化により教育力が低下している
- 集団遊びや社会活動への参加の機会が減少し、社会性や協調性が育ちにくい
- いわゆる夜型社会により深夜徘徊や問題行動が誘発されやすい環境になっている 等

家庭における要因

- 基本的な生活習慣に係るしつけが不十分である
- 家庭が「安らぎの場」になっていない
- 親子の間にふれあいや心の通い合う場面がない
- 経済的に苦しく、子どもに気がまわらない 等

社会全体の要因

- 「いじめは絶対に許されない」という意識が不十分である
- 社会全体の人間関係が希薄になっている
- 大人のモラルが低下している 等

(5) いじめの理解

(6) いじめの早期発見・早期対応

いじめ…どの子にも、どの学校でも起こり得る

しない、させない、見逃さない!

いじめに係る情報収集・実態の把握

- 1 教師が豊かな感性で日頃から生徒理解、観察に努める。
- 2 生徒との信頼関係を築くとともに、生徒への生活実態調査や教師間の情報交換、教育相談の充実などを通して、早期発見に努め、事実を隠べいすることなく迅速に対応する。

＜いじめに関する情報収集及び実態把握の方法＞

- 1 生活実態調査（いじめアンケート調査等）
- 2 個人面談
- 3 日常的な観察（個人や集団の言動・態度・雰囲気や環境などから）
- 4 生活点検表（生活日記）
- 5 心理テスト 等

迅速かつ
組織的に
対応

いじめの判断について

本人や保護者からの
いじめの訴え、い
じめの目撃、いじめ
の目撃情報 等

詳細な調査の実施
（関係生徒からの聞き取り、アンケート調査 等）

＜いじめの判断＞
「いじめである」ことの説明、あるいは、「いじめとは言えない」ことの説明

いじめられている子の立場に立ち、徹底して守り通す

学校におけるいじめ発見のためのチェックポイント

- 遅刻、欠席、早退、遅刻ぎりぎりの登校、時差登校などが増える。
- 忘れ物が多くなり、学習意欲が低下してくる。
- 表情がさす、うつむき加減である。
- 活気がなく、おどおどしたり、表情が暗く周囲を気にしたりする。
- 机、椅子、カバンなどが壊されたり、散乱したりしている。
- 授業開始前に学用品、教科書、体育書などが隠されている。
- 学用品の破損、ノートに落書きがある。
- 授業中、誤答に対して皮肉や笑い声が繰り返されたり、正解に対して、冷やかしたりとよめきがあったりする。
- その子を責めると嘲笑が起こったり、しらけたりする。
- その子どもの隣に誰も座りたがらない。
- 周囲の子がその子の机や椅子に触ろうとしない。
- 黒板や机等にあだ名や「○○死ね」などの落書きをされる。
- 用事がないのに職員室の様子をうかがったり、周りをうろろしだしている。
- 保健室への出入りが増え、始業のベルが鳴っても教室に戻ろうとしない。
- 休み時間は一人でトイレなどに閉じこもったり、遅れて教室に入ってきたりきだりする。
- 休み時間や放課後に一人でぼんやりしていることが多い。
- 清掃や給食の片付けなど、中間の嫌がる作業を一人でしている。
- さほど親しくない友だちと一緒にトイレから出てきたり、遅れて教室に入ってきたりする。
- 理由のわからないケガが多く、その原因を尋ねると「自分で転んだ」と言ったりする。
- 頭痛、腹痛、吐き気をよく訴える。
- 「誰かこれやってくれないか」と言うとき特定の子ども名前が出てくる。
- 係を選ぶとき、ふざけ半分に推薦されたりする。
- 人権を無視したあだ名（「はいきん」、「○○番」）がつけられ、しつこく言われる。
- 部活動への参加を渋ったり、休みがちになる。
- 日記、作文、絵画などに気にかかる表現や描写が表れる。

家庭におけるいじめ発見のためのチェックポイント

- 学校へ行きたがらない。
- 「転校したいや「学校をやめたい」と言い出す。
- イライラしたり、おどおどしたりして落ちつきがなくなる。
- 衣類の汚れが見られたり、よくケガをしだしている。
- お風呂に入りたがらなかったり、裸になるのを嫌がる。
- 学用品や所持品を紛失したり、壊されたりしている。
- 教科書やノートに嫌がらせの落書きをされたり、綴られたりしている。
- 食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
- 寝付きが悪かったり、取れなかったりする日が続く。
- 怒りに落ち、表情が暗くなる。
- 部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりしている。
- 先生や友だちを批判する。
- 親に隠し立てをすることが多くなる。
- 家庭から物品やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- 親しい友だちが家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
- 言葉遣いが荒くなり、親や兄弟、祖父母等に反抗したり八つ当たりをする。
- 外に出たがらない。
- 学校の様子を聞いても言いたがらない。
- 電話に敏感になる。
- 友達からの電話にいい口調で応答する。
- 不審な電話や嫌がらせの手紙や紙切れなどがある。
- テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。
- 親の学校への出入りを嫌う。
- 友だちのことを聞かれると怒りっぽくなる。
- 「どうせ自分はだめだ」などの自己否定的な言動が見られ、死や現実を逃避することに関心を持つ。

教職員間の共通理解・情報連携

- 常日頃から、些細なことでも情報の共有化を図る。
- 職員例会等において、生徒指導主事等による「生徒の状況報告」を行う。
- 学年会でいじめに係る情報交換・対応策の検討を行う。
- 生徒指導委員会（部会）でいじめに係る情報交換・対応策の検討を行う。
- 情報の収集、分析、対応策の立案のための組織づくり
- 保健室（養護教諭）から情報の提供を受ける。
- 部活動顧問から情報の提供を受ける。

いじめに係る情報収集及び実態把握

地域からの情報

- 公園などで一人の子を何人かで囲んだり、小突いたりしている。
- スーパーやコンビニ等でジュースやお菓子をあげられている。
- 登下校中に一人の子が他の子の荷物を持たされている。
- 道端や公園などで、一人ぼんやりしている。
- 集団（遊び）の中で一人だけ様子がおかしい。

自治会やPTA等に対し、いじめの早期発見のポイント等について周知し、生徒の様子を報告してもらう。

(7) いじめの被害者への対応

いじめられた生徒の側に立った親身の対応

本人のつらい気持ちを理解し、心理的ケアを施す

教師の対応

全力で守り通すこと、秘密を守ることを保障

- 1 潜在化しているいじめの行為を敏感に察知し、適切な対応を通して信頼を得られるよう努める。
- 2 被害を受けた生徒の安全を確保するとともに、本人の訴えを本気になって傾聴し、全力で守り通す姿勢を示す。
- 3 教師に告げたら仕返しされるという不安感を取り除き、「自分を守ってくれる」との安心感を与えるよう努める。
- 4 被害を受けている生徒に対しては、良い点を認め励まし、自分の持っている能力を学校生活の中で伸ばせるよう根気強く指導し、自信を持たせる。
- 5 学校生活の中で学級内の座席、係活動や当番活動などのグループ編成に配慮し、何でも話し合えるような雰囲気作りに努め、人間関係の改善充実を図る。
- 6 自己理解を深め、課題克服、自立への支援を行う。
- 7 家庭との連絡を密にし、子どもの学校での様子や今後の対応について、保護者に伝えるとともに、家庭での様子等について、保護者から情報を得る。
- 8 加害者の生徒や保護者を一方的に非難する保護者には、言い分を十分に聴き、受容した後で、冷静に判断するよう促す。
- 9 子育てに自信を失っている保護者には、連携を図りつつ、元気づける。

スクールカウンセラーとの連携

家庭での対応等として

学校・家庭間の緊密な連絡

- 1 いじめられている事実が判明した場合の対応
 - ・家庭における「子どもの居場所」を確保する。
 - ・不安を除去し、安全の確保に努める。
 - ・「お父さんとお母さんは最後まであなたを守る、一緒に乗り越えよう」というメッセージを送る。
 - ・学校との連絡を密にし、家庭での様子などの些細なことでも学校側に伝える。
 - ・ひどいいじめの場合は、学校を休ませることが必要な場合もある。
 - ・自己肯定感や自信を持てるような言葉かけ、激励をする。
- 2 些細な変化（危険信号）に気づく（特に自殺のサイン）
 - ・死につながるような発言はないか？
 - ・自殺のニュース等に対し同情する発言はないか？
 - ・眠れない様子はないか？
 - ・死を賛美する言動はないか？

具体的な対応

気づきや対応の遅れがあれば謝罪

- 1 話をうなづきながら聴く
 - ・子どもの訴えについて、顔を見ながら一言一言にうなづきながら聴くことにより、「君のいうことはしっかり聴いているよ」という暗黙のメッセージを伝える。
- 2 本人の訴えた言葉を復唱する
 - ・「あなたの話をこのようにしっかり聴いているよ」というメッセージになり、子どもに安心感を与える。
 - ・自分の身に起きていることを客観的に考えるきっかけをつくることができる。
- 3 話が混乱しているときには、その内容を整理して伝える
 - ・教師が事実関係の掌握に損りがないかどうか確かめる。
 - ・被害者が自分の感情を整理し、具体的に考えられるようにする。
- 4 わからないことを質問する
 - ・話していることがよくわからないからといって子どもの話を進めてまで聴かない。
 - ・「わからないことがあるから質問していい？」と尋ねてから聴く。
 - ・不明確なところを丁寧に整理してから質問する。
- 5 本人が努力していることを支持する
 - ・「一生懸命耐えていたんだね」「いろいろ工夫したんだね」など、努力を認める言葉をかける。
 - ・本人の努力した方向が違っていると思っても、否定的な言葉を言わない。
 - ・否定の言葉よりも、「どうしてそうしたの？」「どんな気持ちだったの？」など、その気持ちを聴いてみるようにする。

好ましくない対応・考え方

- 1 いじめの存在に気づかない
 - ・「本人がいじめを告白しないといじめはわからない」という考え方、
 - ・「いじめられているようには見えなかった（楽しそうにしていた）」等。
- 2 いじめの深刻さに気づかない
 - ・「いじめられる方にも問題がある」という考え方、
 - ・「いじめは昔からあり、いつの時代にも存在するものである」という考え方 等。
- 3 否定認識や不用意な発言
 - ・「やられたらやり返しなさい」・「反抗できない方が悪い」・「負けるな、頑張り、いい訓練だ」
 - ・「いじめは重大な人権侵害である」との認識に欠ける発言 ・生徒の理解不足、感性の乏しさを問われる発言 ・「被害者保護優先」を無視した発言 ・自己防衛的な発言 ・被害者の「痛み」に共感を示さない発言 ・具体性のない発言 等。
- 4 不適切な対応
 - ・十分な事実確認をしないで被害者加害者の話し合いの場を持つ。
 - ・本人や相手の合意を得ないまま対面の話し合いを持つ。
 - ・日時、話し合いのルール等を定めない。
 - ・どちらの言い分が正しいかを決めつける。
 - ・教師が裁判官的な立場で対応する。
- 5 外部の情報等を活用しない
 - ・「密室」の対応になっている。
 - ・いじめ防止に役立つ記録等を公開しない。

＜確認すること＞
いつ頃からいじめがあるのか？どんな時に？
どんなことから？きっかけは？
どこで？
どんな方法で？
1対1？複数？グループ？誰が（命令）？

(8) いじめの加害者への対応

いじめは「人権侵害」である

「いじめは絶対に許されない行為である」との認識に立った毅然とした指導

基本的な姿勢

その場指導に終わることなく、いじめが完全になくなるまで継続的に指導する

- 1 「いじめは人権侵害であり、絶対に許すことのできない行為である」ことを厳しく認識させる。
- 2 差別的なものの見方や偏見に気づかせたり、豊かな人間関係の重要性に気づかせたり等、いじめを許さない雰囲気醸成する。
- 3 励まし合い、助け合いによって、よりよい集団を作ろうとする意欲を持たせる。
- 4 加害生徒との信頼関係の構築を図り、本人自らの力で問題の解決を図れるよう支援する。
- 5 教師は、どの生徒も自らの行為を反省し、新しく生きようとする力が備わっているという認識を持ち指導にあたる。

いじめの事実関係を把握することはもとより、いじめの動機や背景等について、多面的に理解するとともに、いじめた生徒の心の内面を理解するよう努める。
→心理的ケアを十分に行う。

教師の対応

加害生徒の心情の多面的理解

- 1 いじめを完全にやめさせる。
- 2 いじめ問題について、職員間で役割連携し、組織的に取り組む。
- 3 いじめの事実関係、きっかけ、原因などの客観的な情報を収集する。
 - ・何がいったのか？ ・どんなことから？ ・いつ頃からか？ ・どこで？
 - ・どんな気持ち？ ・どんな方法で？ ・誰が（命令）したのか？ ・複数？ 等。
- 4 不満・不安等の訴えを十分聴くとともに、いじめられた生徒の身になってよく考えさせ、自分がやったことの重大さに気づかせる。
- 5 相手に与えた苦しみ、痛みを気づかせる。
- 6 課題解決のための支援を行い、自分自身の力で解決する方法を考えさせ努力させる。
- 7 学級活動を通して、役割・活動・発言の場を与え、認め、所属感、成就感を持たせるとともに、教師との信頼関係を構築する。
- 8 場合によっては、出席停止等の措置もきめ、毅然とした指導を行う。
- 9 必要な場合は、警察等関係機関と連携し対応する。

対応のポイント

「事実をしっかり認めさせる」

「決して言い逃れはさせない」

「きちんと謝罪をさせる」

「克服すべき課題を自覚させる」

「今まで以上に関わりをもつ」

好ましくない対応

- 1 権威的な指導
 - ・学級等みんなの前でいじめた生徒を非難する。
 - ・体罰をはじめ罰で脅す。
 - ・子どもの人格を否定するような発言をする。
 - ・命令口調で対応する。
 - ・過去を引き合いに出す。
 - ・追い詰めたり、問い詰めたりする。
 - ・兄弟姉妹と比較する。
- 2 基本認識を誤った指導
 - ・何もかも「いじめ」と決めつける。
 - ・教師の価値観や体験のみでいじめかどうかを判断する。

保護者への対応

連携・協力、毅然とした姿勢

- 1 保護者の心情を理解しつつ対応する
 - ・保護者の心理…怒り、情けなさ、自責の念、今後の不安 等。
 - ・保護者も追い詰められると、防衛的あるいは攻撃的な態度をとることもある。
 - ・子どものよさを認め、親の苦労も十分ねぎらいながら対応する。
- 2 事実関係は正確に伝える
 - ・憶測で話をしない。
 - ・問題とは直接関係のないことまで話を広げない。
- 3 学校の指導方針を示し、具体的な助言をする
 - ・被害者への謝罪、子どもへの対応方法などを保護者の意向を踏まえ助言する。
- 4 教師と保護者が共に子どもを育てるという姿勢を示す
 - ・子どもが自分の「非」に気づき、改められるよう、共に連携して指導・支援する。

家庭での対応として

子どもにとって何が良いのかを考える

- 1 両親が一緒に叱責しない
 - ・それぞれの役割を確認し、連携して対処する。
- 2 事実を聞き出す
 - ・どんな行動をしたのか？ ・その結果どうなったのか？
- 3 徹底的にいじめを否定する
 - ・「いじめは人間として許されない行動である、私も許さない」 ・「いじめられた子は苦しんでいる」 ・「おまえの気持ちはわかった、一緒に考えよう」 等。
- 4 きちんと謝罪する
 - ・あらかじめ被害者とその保護者の意向を確認し、被害者の思いに沿った形で謝罪を行う。
- 5 課題を共有しながら、今まで以上に親子の関わりを多く持つ

(9) いじめの観衆・傍観者等への対応

観衆・傍観者も加害者と変わらない

いじめはみんなの問題

「いじめを許さない」毅然とした姿勢

いじめの観衆

いじめを強化する存在

→ 自分は直接いじめを行わないが、声援や拍手を送り、精神的支援をする役割を果たす者

<背景>

- ・いじめの報復を恐れている。
- ・仲間はずれにされたくない。
- ・いじめがおもしろい。
- ・被害者への不快感がある。

積極的な関係者
自己防衛的な同調者

いじめの傍観者

いじめを支持する存在

→ いじめに対し、積極的に支援は行わないが、制止することはせず、見て見ぬふりをし、関わりを避けようとする者

<背景>

- ・「次は自分がいじめられる」との葛藤がある。
- ・正義感はあるが、いじめへの抑止力はない。
- ・自分の関心をもつものにしか気が向かず、人との関わりに無関心である。
- ・周りがどうであれ、我関せずの姿勢である。

葛藤のある者
無関心な者

<はやし立てる生徒>

- はやし立てることなどは、いじめの行為と同じであることを理解させる。
- 被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気づかせる。

<見て見ぬふりの生徒>

- いじめは他人事でないことを理解させる。
- いじめを知らせる勇気を持たせる。
- 傍観は、いじめの行為への荷担と同じであることを気づかせる。

<学級全体への指導>

「安心できる暮らしの場づくり」
を皆で進めるという視点から

- 「いじめは許さない」という断固たる教師の姿勢を示す。
- いじめについて、話し合いなどを通して、自分たちの問題として考えさせる。
- 傍観等の意味を考え、人権意識の芽を育てる。
- 見て見ぬふりをしないよう指導する。
- 自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
- 道徳教育の充実を図る。
- 特別活動を通して、好ましい人間関係を築く。
- 学校行事を通して、学級の連帯感を高める。
- 生徒一人一人が活躍できる場を意図的、計画的に設定する。

日々の教育活動において

<学級活動・道徳等>

- 自主的、実践的な態度や健全な生活態度を身に付けさせる。
- 生徒の問題解決を援助する教育活動となるよう努める。
- 日常の具体的な事例をもとに悩みや心の揺れ、葛藤などの対処について指導する。
- 体験活動を生かした心に響く道徳教育を実践する。

<学級経営> → 信頼関係が基盤

- 「いじめは人権侵害である」との認識に立ち、学級経営において「いじめは許さない」という断固たる教師の姿勢を示す。
- 生徒と共に集団生活に必要な「ルール・マナー」について考え、身につけさせる。
- 自己を肯定的に捉え、他者を尊重する心を育む。
- 学級内の諸活動での人間的な関わりを通して、よさを認め合い、共感的な態度を育む。
- 学級目標の達成を目指す様々な活動を通して、学級全体の求心力を高めつつ、個々の自己表現できる力やコミュニケーション能力を育む。

<学校行事>

- 学校生活が豊かで充実したものになり、集団の求心力が高まる学校行事となるよう努める。
- より大きな集団（全校、学年）による人間関係を学ぶ教育活動となるよう努める。
- 多彩な内容を含んだ総合的、創造的な教育活動になるよう努める。
- 励まし合い、協力し合って物事を達成していく喜びや充実感を味わわせる。

(10) 「ネット上のいじめ」への対応

「ネット上のいじめ」とは？

「ネット上のいじめ」の特徴

- 1 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- 2 インターネットのもつ匿名性から、安易に誹謗中傷の書き込みが行われるため、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- 3 インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- 4 保護者や教師などの身近な大人が子どもの携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また、子どもの利用している掲示板等を詳細に確認することが困難なため、「ネットいじめ」の実態の把握が難しい。

携帯電話やパソコンを通じてインターネット上の掲示板等に誹謗中傷等を書き込み、いじめを行う。

「ネット上のいじめ」の態様

- 1 掲示板・ブログ・プロフィールでの「ネット上のいじめ」
 - 誹謗中傷の書き込み
 - 個人情報の無断掲載
 - なりすまし
 - 等
- 2 メールでの「ネット上のいじめ」
 - 誹謗中傷するメール
 - チェーンメール
 - なりすましメール
 - 等
- 3 その他（口込みサイトやオンラインゲーム上のチャットでの誹謗中傷の書き込み等）

掲示板…参加者が自由に書き込みをし、削除ができる。
 ブログ…日記のように更新されるウェブサイト。
 プロフ…インターネットを利用した自己紹介サイト。

掲示板等への誹謗中傷等への対応

ネットいじめの発見、生徒・保護者等からの相談

相談は
 ネットあんしんセンターへ
 097・533・4155

書き込み内容の確認

- 当該掲示板等のアドレスの確認と記録
 - 書き込み内容の保存（プリントアウト）
- ※携帯電話の場合は、画像をカメラで撮影する等

掲示板等の管理者に削除依頼

- 管理者への連絡方法（メール）の確認
 - 利用規約等を確認の上、削除依頼を実施。
- ※削除依頼は、学校等の公的なパソコンやメールアドレスを使用し、依頼者名などの個人情報を記載する必要はない。

掲示板等のプロバイダに削除依頼

- 管理者に削除依頼しても削除されない場合や管理者の連絡先が不明な場合などは、掲示板サービスを提供しているプロバイダへ削除依頼する。
- ※削除されない場合は、メール内容などを確認する。それでも削除されない場合は、法務局などに相談する。

携帯サイトの現状

「プロフ」の実態

簡単にいじめができ、教師や親が気づきにくい。

- 個人情報…実名、電話番号、学校名、顔写真等が平気で掲載され、それらの個人情報が悪用される。
- なりすまし…ある子どもの顔写真を勝手に使ってプロフィールを作成し、そこに根も葉もない情報を書き込む。また、異性になりすまし、出会い系サイトに誘い込む。
- わいせつ画像…サイトへのアクセスを増やすために過激な写真を貼る。

「学校裏サイト」の実態

掲示板で、「きもい人ランキング」など悪口が書き込まれる。

- 学校別に掲示板を作成している。
- 教師、クラスメイト、先輩、後輩などの評判、誹謗中傷等が書き込まれる。
- 身近な大人、知人が実名で語られる。
- 携帯電話からしかアクセスできないサイトが多い。
- パスワードがないと入れない。

「ネット上のいじめ」のきっかけ

このような些細なことでも、いじめのきっかけになり得る！

- 返事が遅い
- 内容が短い
- 絵文字がない
- 等

「ネット上のいじめ」が発見された場合の対応

1 生徒への対応

- 被害生徒への対応
 - きめ細かなケアを行い、いじめられた子どもを守り通すことが重要である。
- 加害生徒への対応
 - 加害者自身がいじめに遭っていた事例もあることから、起こった背景や事情について、詳細に調べるなど適切な対応が必要である。また、十分な配慮のもとで粘り強い指導が求められる。
- 全校生徒への対応
 - 個別の事例に応じて十分な配慮のもとで、全校生徒への指導を行う。

2 保護者への対応

- 迅速に連絡し家庭訪問などを行うとともに、学校の指導方針を説明し、相談しながら対応する。

※インターネットホットラインセンターの活用—インターネット上の違法・有害情報の通報窓口として、誰でもインターネットで利用可能。警察への情報提供等を行う。

(11) 緊急対応 (自殺の企図)

自殺のサインと対応

自殺の心理

- ひどい孤立感…「居場所がない」、「誰も自分のことを助けてくれない」等。
- 無価値感…「私なんかいない方がいい」「生きていても仕方がない」等。
- 強い怒り…自分の置かれているつらい状況をうまく受け入れられず、やり場のない怒りが自分に向けられる。
- 思い込み…自分が今抱えている苦しみは永遠に続くという思い込みから来る絶望感。
- 心理的視野狭窄…自殺以外の解決方法が全く思い浮かばない。

自殺の危険因子

- 自殺未遂…薬の大量服用、リストカットなど死に直結しない自傷行為。
- 心の病…うつ病、統合失調症、パーソナリティ障害、薬物乱用、摂食障害等。
- 安心感のない家庭環境…虐待、保護者の養育態度のゆがみ等。
- 独特の性格傾向…極端な完全主義、二者択一思考、衝動的、喪失体験等。

<「秘密にしてほしい」という子どもへの対応>

「死にたい」と相談に来た子どもが、「このことは誰にも言わないで」などと訴えてくるのがよくある。その際、そのことを知った教師だけで、ただ見守るだけの対応に陥りがちであるが、万一の場合は、責任を問われることにもなりかねない。しかし、一方で訴えに応じなければ、その子どもとの信頼関係が壊れるかも知れない。実は、子どもが恐れているのは、自分の秘密を知られることではなく、それを知った際の周りの反応である。子どもは、大人の過剰な反応にも、無視するような態度にも、どちらにも深く傷つく。

子どものいるところで、保護者に過剰な反応やその正反対に無視するような態度をとらずに子どもの心のうちを理解してほしいと伝えると子どもは安心する。また、学校では、守秘義務に立ちながらどのように校内で連携できるか、共通理解を図ることができるかが大きな鍵となる。

要因、背景の理解

自殺直前のサイン

- 自殺のほめめかし、自殺計画の具体化。
- 自傷行為。
- 行動、性格、身なりの突然の変化。
- けがを繰り返す傾向。
- アルコールや薬物の乱用。
- 重要な人の最近の自殺。
- 最近の喪失体験。
- 別れの用意（整理整頓、大切なものをあげる等）。
- 家出や放浪をする。
- これまでに関心のあった事柄に対して興味を失う。
- 物事に集中できなくなる。
- いつもならぬことができるような課題が達成できない。
- 成績が急に落ちる。
- 不安やイライラが増し、落ち着きがなくなる。
- 投げやりな態度が目立つ。
- 身だしなみを気にしなくなる。
- 不眠、食欲不振、体重減少などの様々な身体の不調を訴える。
- 自分より年下の子どもや動物を虐待する。
- 学校に通わなくなる。
- ひきこもりがちなる。
- 過度に危険な行為に及び。

SOSのサインに気づく

総合的に判断することが重要

不幸にして自殺が起きてしまったときの対応

<自殺が起きた後の一般的な反応>

- 自分を責める…「あのときに一声かけていれば…」
- 他人を責める…「〇〇君の態度が追い詰めた」
- 集中できない、ひとりぼっちでいる、話をしなくなる。
- 一人でいることを怖がる、子どもっぽくなる。
- まるで何もなかったかのように振る舞う。
- 反抗的な態度をとる。
- 食欲不振、不眠、悪夢、頭痛、息苦しさ、腰痛、下痢、便秘、身体のだるさ等。

<配慮が必要な人>

- 自殺した子どもと関係の深い人…親友、ガール(ボーイ)フレンド、同級生、部活動仲間等。
- 元々リスクのある人…これまで自殺未遂に及んだり、自殺をほめめかしたことがある子ども。
- 現場を目撃した人…現場を目撃した人、遺体に直接対応した人。

心のケア

スクールカウンセラー等との連携

真剣に、精一杯関わる

対応の原則・留意点

- 生徒の行動等の変化の背景にある意味の一つ一つを丁寧に理解する。
- 生徒の「死にたい」という訴えや自傷行為を軽視しないでしっかりと受け止める。
- 安易に励ましたり、叱ったりしない。
- 言葉に出して心配していることを伝える。→「死にたいくらいにつらいことがあるんだね」「とってもあなたのことが心配だ」
- 率直に尋ねる。→「どんな時にそう思うの?」
- 絶望的な気持ちを傾聴する。→そうならざるを得なかった、それが思いつかなかった状況を理解しようとする。
- 安全を確保する。→当該生徒一人にしないで寄り添い、他者へも適切な援助を求めるようにする。
- 一人で抱え込まない。→組織的に対応する。
- スクールカウンセラー等、専門家との連携を図る。
- 急に生徒との関係を切らない。→継続して関わられるような配慮。

生徒に必要な自殺予防の知識

- ひどく落ち込んだときには相談する。→相談できることはすばらしい能力であることを伝える。
- 友だちから「死にたい」と打ち明けられたら、信頼できる大人につなぐ。
- 自殺予防のための関係機関(相談機関や医療機関)について知っておく。

対応の原則

二次被害の予防!

<校長を中心とした役割連携>

- 校長のリーダーシップ…遺族への対応、保護者会、記者会見等→「子どもを守る」、「遺族のサポート」、「第二の犠牲者を出さない」ことを念頭に「緊急対策チーム」を編成し対応する。
- 情報の取扱い…正確な情報発信、プライバシーへの配慮。→自殺の手段を詳細に伝えない、自殺を美化しない、遺書や写真を公表しない、原因を単純化しない、センセーショナルに扱わない、特定の誰かの責任にしない等。
- 遺族への対応…遺族の要望を尊重し、柔軟に対応する。亡くなった子どもの兄弟姉妹へのサポート、兄弟姉妹が他校にいた場合は、連携し対応する。
- 保護者への対応…今回の事実や学校の対応、今後の予定を知らせる。子どもへの接し方、相談機関等の情報等について伝える。
- マスコミへの対応…一貫した情報発信を心がける。プライバシーへの配慮と遺族自殺の防止のために情報の取扱いには注意する。
- 学校再開(発生前初めて登校する日)…子どもたちへの伝え方について、校内放送や当該クラスに出向くなど安全策を講じるよう配慮し、子どもの些細な変化に対応できるよう、スクールカウンセラー等専門家と連携し対応する。

(12) いじめの予防

いじめを起こさない学校づくり

様々な教育活動を通して、学校の創意工夫を生かした魅力ある学校づくり

いじめの起こりにくい学校にするために

- 1 子どもたちのよさを認め、賞め、励まし、伸ばすことを基本とした学校・学級経営にあたる。
- 2 小さな問題行動であっても、これらの行為を見逃さずことなく、学校全体として適切かつ毅然とした指導を行う。
- 3 教職員が、子どもの一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接する。

幼・小・中・高等学校等、校種間の連携

- 1 人権を大切にする心、勤労観、職業観、ふるさとを愛する心などを就学前から系統的に育む。
- 2 中学1年生など人間関係における課題が出やすい段階を中心に、子どもの発達・成長に応じた豊かな体験活動などを取り入れ、人間関係づくりの力を伸ばす。

教育相談体制づくり

- 1 スクールカウンセラーや巡回教育相談員、市教育委員会の相談機関等の活用について、生徒や家庭に周知するとともに、相談室の整備など、相談しやすい環境作り及び教育相談体制の確立を図る。
- 2 校長の指導の下、教職員が生徒との信頼関係づくりを行うとともに、定期的な教育相談等を実施する。

いじめの起こりにくい学校・学級（例）

<生徒>

- 失敗しても認め合い、励まし合う雰囲気がある。
- 子どもたちが規範意識を持ち、規律ある学校生活を送っている。
- 表情が明るく、にこやかで言葉遣いが適切である。
- 明るくあいさつを交わす。
- 生徒会活動や委員会、係活動に進んで取り組み、頑張ろうとする雰囲気がある。
- 教室や学校が清潔で、整理整頓されている。
- 規律ある楽しい給食の時間を過ごしている。
- 地域住民や保護者等が気軽に来校し、学校の活動に参加・協力する。

何も起こっていない時の指導が大切！

<教職員>

- 校長のリーダーシップのもと、全教職員が、生徒指導についての共通理解を図り、共通実践が行われている。
- 教職員が、子どもたちの意見をきちんと受け止めて聞いている。
- 教職員が、子どもたちに明るく丁寧な言葉で声をかけ、一人の人間として接している。
- 教職員自らの言動が、子どもたちに与える影響の大きさを強く自覚している。

子どもの豊かな心と実践力の育成

- 1 道徳や特別活動等において、「正義感や公正さを重んじる心」「他人を思いやる心」「命の大切さ」などの道徳性を育み、体験活動や日常生活との関連を図りながら自尊感情を高め、道徳的実践力を育成する。
- 2 生徒会など、子どもが主体的にいじめ根絶のために取り組む活動の充実を図る。

教職員の在り方

- 1 教職員として、基本的資質、専門性の向上に努める。
- 2 人権感覚を磨き、子ども一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接する。
- 3 効果的な校内研修の方法を工夫する。
- 4 家庭・地域・関係機関と緊密に連携し、相互に補いながら、善悪の判断や社会生活の基本的なマナーなどを育むよう啓発を図る。

道徳の時間を通した未然防止への取組

意図的・計画的

<内容項目>

- 思いやり
- 友情
- 生命の尊重
- 正義
- 公正・公平
- よりよい社会の実現

<道徳的実践力の育成>

人権尊重の観点から、被害者、加害者、観衆、傍観者それぞれの立場で考え、「いじめを許さない」、「いじめをなくしていこう」とする意欲を育てる。

ケーススタディ等を取り入れるなど、共感できる授業の工夫。

他の教育活動との関連を図り、繰り返し指導や体験活動を通して、実感が伴うものにしていく。

特別活動を通した未然防止への取組

<学級活動>

- いじめの問題を学級全体の問題として共に考え、解決していく態度を培う。

<生徒会活動>

- 生徒が、自分たちの学校生活を自らの力で向上させることができるように指導・援助する。

<学校行事>

- 主体的な参加方法を工夫し、協力して成し遂げる喜びを体得させる指導を工夫する。

<部活動>

- 先輩後輩の望ましい人間関係の在り方について、日常の実践を通して体得できるよう指導・援助する。

(13) いじめのアンケート等

いじめの実態を把握するためのアンケート(例)

★ いじめられたことがある場合、いじめたことがある場合、いじめを見たことがある場合の例。

いじめに関するアンケート 年 級 (男・女)

1 あなたは学校の友達がいじめられているのを見たことがありますか。
(ア はい イ いいえ)

(1) それはどのようないじめでしたか。
(ア ことばでのいじめ イ 無視 ウ 仲間はずれ エ いたずら書き
オ ものを隠す カ 金品を盗む キ その他())

(2) それはどんな場でしたか。
(ア 登下校中 イ 授業中 ウ 休み時間・昼休み エ 給食、清掃中
オ 放課後 カ 下校後 キ 部活動中 ク その他())

(3) いじめを見たとき、どうしましたか。
(ア 止めたり、助けを求めたりした イ 何もしなかった
ウ いじめる側に味方した エ その他())

(4) いじめを見たことを誰かに話しましたか。
(ア 親 イ 先生 ウ 友だち エ 誰にも話さなかった
オ その他())

(5) いじめを見たことを先生に話さなかった人は、その理由を一つ選んでください。
ア 話したことがわかるとさらにいじめた子に何かされると思ったから
イ 自分の気持ちが悪い人だと思いたったから
ウ 話してもいじめが無くならないと思ったから
エ その子がいじめられていることを知っていると思ったから
オ その他())

2 今学期、あなたは学校の友達にいじめられたことがありますか。
(ア はい イ いいえ)

(1) 誰にいじめられましたか。
(ア クラスの人 イ 同学年の人 ウ 上級生 エ 下級生)

(2) それはどのようないじめでしたか。
(ア ことばでのいじめ イ 無視 ウ 仲間はずれ エ いたずら書き
オ ものを隠された カ 金品を取られた キ その他())

(3) それはいつ頃でしたか。() 月頃

(4) どんな場にいじめられましたか。
(ア 登下校中 イ 授業中 ウ 休み時間・昼休み エ 給食、清掃中
オ 放課後 カ 下校後 キ 部活動中 ク その他())

(5) いじめられたことを誰かに話しましたか。
(ア 親 イ 先生 ウ 友だち エ 誰にも話さなかった
オ その他())

(6) いじめられたことを先生に話さなかった人は、その理由を一つ選んでください。
ア 話したことがわかるともっといじめられるから
イ 話してもいじめは無くならないと思ったから
ウ 自分がいじめられていることを知っていると思ったから
エ その他())

(7) そのいじめは解決しましたか。(ア はい イ いいえ)

3 あなたは学校の友達をいじめたことがありますか。
(ア はい イ いいえ)

(1) いじめたときの気持ちで最も近いもの一つを選んでください。
ア いじめないと自分がいじめられそうだから
イ 友だちに悪言されたから
ウ その子が気に入らなかつたから
エ みんながいじめていておもしろそうだったから
オ その他())

※ アンケートの活用について

- アンケートの項目は、把握したい内容によって設定する。
- アンケートを記入させるときは、記入時の様子をよく観察し、正直にかけの場を設定する。
- アンケートは定期的に実施し、生徒一人一人の様子を把握する。

定期的なアンケート調査等による実態把握

いじめに関する自己チェックシート(例)

★ いじめにつながりやすい意識について自己評価し、考えさせるシートの例。

次の項目について、「A よくあてはまる B 少しあてはまる C あまりあてはまらない D まったくあてはまらない」の4つのうち、最も近いものを選んでください。

- ほかの子をからかったり、冷やかすことがおもしろい。(A - B - C - D)
- ほかの子が間違いをすることおもしろい。(A - B - C - D)
- ほかの子が成功すると腹が立ったり、気に入らなかつたりする。(A - B - C - D)
- 朝や帰りの会のあいさつをクラスみんなとすることは面倒くさい。(A - B - C - D)
- 人の持ち物を取ったり、壊したりすることがおもしろい。(A - B - C - D)
- 顔や身体、くせ、家庭のことなどを言って人をばかにしたりからかったりするのが楽しい。(A - B - C - D)
- ばかにしたりからかったりしても、かまわないと思っている人がいる。(A - B - C - D)
- 自分の思い通りにならないことがあると、ほかの人のせいにした。(A - B - C - D)
- 部活動や清掃などで、嫌な仕事はほかの子にやってもらいたい。(A - B - C - D)
- 遊びやゲームで、ほかの子に勝たないことや嫌がることをさせるのが楽しい。(A - B - C - D)

※ チェックシートの活用について

- 氏名記入式で提出させ個人への支援に活用したり、回収せず生徒がそれぞれ自分自身を振り返り、自己評価を行う際に助言をしたりするなど、生徒の発達段階に応じて適切に活用する。
- AやBをつけた生徒に対しては、否定的に捉えるのではなく、何かのストレスや不安を抱えているのではという観点に立ち、言葉かけをしたり相談したりするなどの支援を行う。
- 自分を正直に振り返って自己評価させることにより、行動や考え方をよりよい方向に改善する気持ちをもたせる。
- 結尾を「～する、～させる。」に変え、言動面のチェックシートとして活用することもできる。

いじめの早期発見・早期解決、再発防止

よい学級づくりに向けてのアンケート(例)

★ 子どもにとって、「よい学級」と「いやな学級」について考えさせ、自分たちの手で「よい学級」をつくっていく意欲を高めるためのアンケートの例。

【よい学級をつくらう!】 年 級 氏名

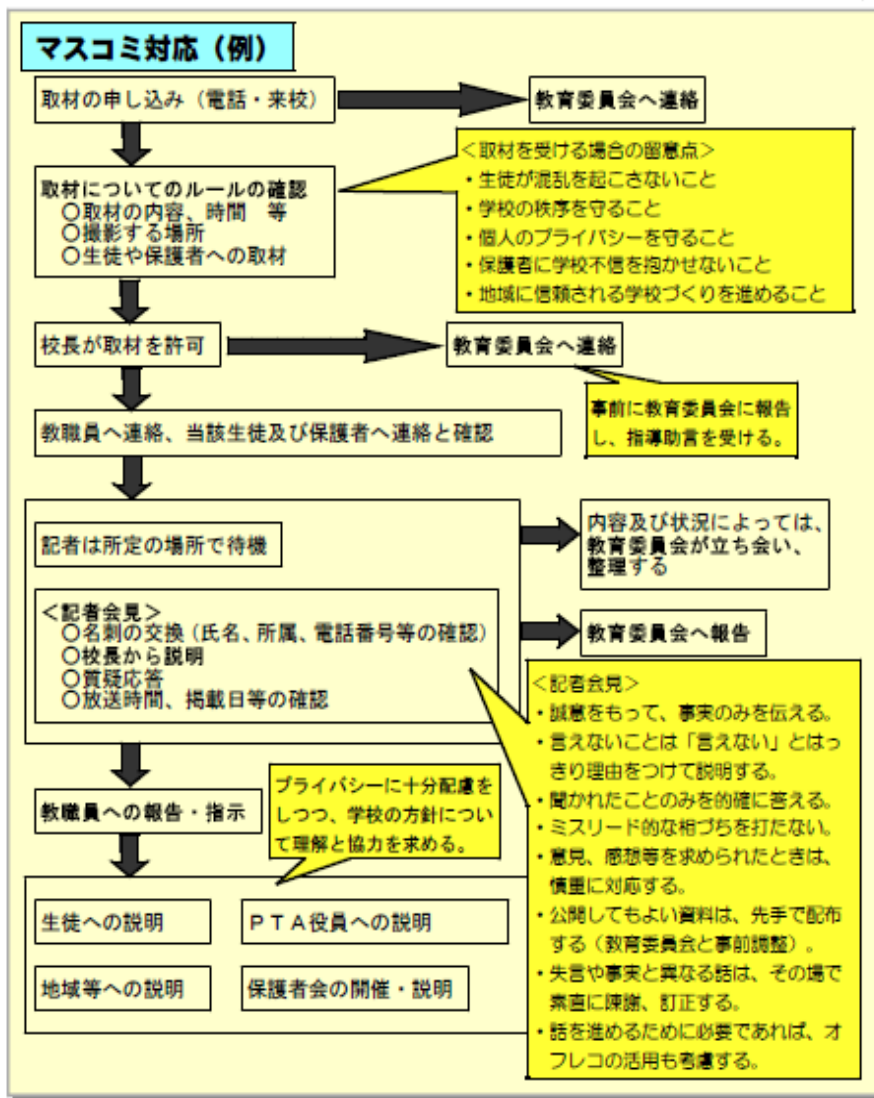
- あなたにとって、「よい学級」とは、どのような学級ですか。
- あなたにとって、「いやな学級」とは、どのような学級ですか。
- あなたが、同じ学級のほかの人から、「してほしいこと」とは、どのようなことですか。
- あなたが、同じ学級のほかの人から、「してほしくないこと」とは、どのようなことですか。
- 1であげた「よい学級」をつくるために、あなたができることは、どのようなことですか。
- 2であげた「いやな学級」にならないために、あなたができることは、どのようなことですか。

※ アンケートの活用について

- このアンケートは、年度はじめや学期はじめなどの学級づくりの時期に実施する。
- アンケートをもとに、いやな学級と対比しながら、よい学級像について考えさせ、そのために必要な具体的な行動やルールを自分たちでつくり、月目標等に生かす。
- 学級における行動内容やルールを定期的に評価し、結果を学級全体で検討する。不十分な点については対策を立て、場合によっては行動内容やルールの追加及び修正を行う。

(14) 地域社会・マスコミ等への対応

窓口は一本化、憶測・推測で発言しない!



マスコミ対応の基本

- 学校 (校長) が主体性を持って説明すること (アカウントビリティ)
- 確実な事実のみを話すこと
- 人権及び個人のプライバシーを守ること

PTA、地域社会等への対応

- 1 保護者との情報交流
問題を校内のみで解決することに固執せず、日頃から保護者との情報の交流に努める。
- 2 PTA等との連携協力
学校と保護者や地域代表との情報交換や意見交換の機会を設け、連携の基盤とする。
- 3 懇談会のもち方
開催時間や開催場所について、多くの保護者等が参加できるように工夫するとともに、休日や学校外 (地域公民館等) での開催も検討する。

＜マスコミからの質問 想定＞

- 1 想定質問
(1) いつ (2) どこで (3) 誰が (4) どういう状況で (5) 何を (6) 何によって (7) どうした (8) 何故 (理由) (9) どれくらい (期間) (10) 学校の対応について
- 2 質問に対する返答の際の留意事項
 - 質問をよく聞くこと。
 - 感情的にならないこと。
 - 現時点で判明している事実をもとに、何がわかっていることで何が不明なことであるのか、学校としてどう対処しようとしているのかなどを整理し、明確に伝える。
 - 肝心な情報は省かない。
 - 文書によるコメントを準備しておく。
 - 個人情報には十分に配慮する。
- 3 伝えるべきこと
 - 学校は対策委員会を設置し、問題に取り組んでいること。
 - ことの重大さを認識していること。
 - 問題の解決に向けて責任を持って臨むこと。
 - 新たなことが判明し次第公表すること。
 - 生徒及び保護者等へ及ぼす影響を最大限考慮してほしいこと。

(15) いじめ問題の取組点検票（教職員用）

（15）いじめ問題の取組点検票（教職員用）

点 検 項 目	自己評価（該当に○印）				問題点や今後の改善策等
	大いに当てはまる	大抵当てはまる	あまり当てはまらない	全く当てはまらない	
基本認識	(1) 「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識に基づき、指導に当たっている。				
	(2) いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行っている。				
	(3) いじめは、加害者と被害者だけでなく「観衆」や「傍観者」への指導も重要であるなど、いじめの構造を理解して子どもの様子を観察し、指導に当たっている。				
日常的指導	(4) お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする観点からの施策を日常指導の中に組み込んでいる。				
	(5) 道徳や学級（HR）活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行っている。				
	(6) 生徒会活動や学校行事などにおいて、いじめの問題とのかかわりを目的化して組み込んでいる。				
	(7) 生徒に幅広い生活体験を積ませたり、社会性の涵養や豊かな情操を培うなどいじめ予防につながる活動を積極的に取り入れている。				
	(8) 自身の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払いつつ、反省を重ねている。				
	(9) 教育相談の研修等に積極的に参加するなど、いじめや生徒理解に関する指導力向上に努めている。				
直接的指導	(10) 日常の教育活動を通じ、教師と生徒、生徒間の好ましい人間関係の醸成に努めている。				
	(11) いじめが起きた場合、学級のみで解決することに固執せず、組織的な対応に努めている。				
	(12) いじめを行う生徒に対しては、学校の指導計画に沿った適切な指導を行っている。				
	(13) いじめられる生徒に対し、本人の訴えを真剣に、誠実に、共感的に受け止め、不安の解消を図っている。				
	(14) いじめられる生徒に対し、教師自身のいじめ解決に向けた決意を伝え、生徒を徹底して守る姿勢を示している。				
	(15) いじめられる生徒に対し、継続的に心のケアに努めるなど、確実に援助・指導を行っている。				
早期発見・早期対応	(16) いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、再発させないための指導改善を行っている。				
	(17) 生徒の生活実態について、たとえば聞き取り調査やアンケート調査を行うなど、きめ細かく把握に努めている。				
	(18) 日頃から、学年、養護教諭など職員間やスクールカウンセラーなど学校内の専門家との連携に努めている。				
	(19) 生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応している。				
	(20) 本人や保護者からいじめについて訴えなどがあつたときは、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、周囲と連携して的確に対応している。				
保護者との連携	(21) 生徒の悩みや要望を積極的に受け止めることができるような教育相談の実施に努めている。				
	(22) 保護者に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学級通信などを通じて、いじめに関する指導方針を説明するなど、連携協力できる関係づくりに努めている。				
	(23) いじめが起きた場合、保護者との連携を密にし、一致協力してその解決と事後の支援に当たっている。				
	(24) 生徒等の個人情報の取扱いについて、学校の方針等に基づき適切に取り扱っている。				

(16) いじめ問題の取組点検票（学校用）

1. 指導体制 【点検…（A：十分、B：まあまあ十分、C：やや不十分、D：不十分）】

No.	項 目	点 検
1)	「いじめの問題への取組の徹底について（18文科初第711号通知）」の「いじめの問題への取組についてのチェックポイント」を踏まえた 学校独自のチェックポイント の策定、点検、実施	A・B・C・D
2)	いじめに関する 指導方針 の策定・点検、整備	A・B・C・D
3)	いじめに関する 校内研修等の年間計画への位置づけ	A・B・C・D
4)	担任のみならず スクールカウンセラーや養護教諭等全教職員参加による「いじめ」の実態把握	A・B・C・D

2. 教育指導

No.	項 目	点 検
5)	人権尊重の視点に立った教育活動の推進と指導の展開、点検、評価	A・B・C・D
6)	道徳や学級活動の時間におけるいじめの問題を取り上げた 指導の実施	A・B・C・D
7)	生活体験や自然体験活動などにおける生徒の 社会性の涵養や豊かな情操を培う活動の積極的な推進	A・B・C・D

3. 早期発見・早期対応

No.	項 目	点 検
8)	うまくいった事例の報告や事例検討会など生徒指導に係る校内研修の開催による生徒理解の充実 (年 回)	A・B・C・D
9)	「いじめに関するアンケート」や「生活実態調査等」の定期的な実施 (年 回)	A・B・C・D
10)	本書p5「学校におけるいじめ発見のためのチェックポイント」等の定期的な活用による生徒個々の状況把握 (年 回)	A・B・C・D
11)	教育相談体制の点検、整備	A・B・C・D
	①教育相談計画の策定・点検、整備	A・B・C・D
	②教育相談日や教育相談週間の設定などによる生徒の悩み等への対応 (年 回)	A・B・C・D
	③教師の生徒理解のためのスクールカウンセラーの活用	A・B・C・D
	④スクールカウンセラー未配置校における、配置校カウンセラーとの協力体制の構築	A・B・C・D
12)	支援を要する生徒の「 支援（ケース）会議 」実施による指導支援体制の構築	A・B・C・D
13)	必要に応じた児童相談所、警察等の地域の 関係機関との連携協力体制 の点検、整備	A・B・C・D

4. 家庭・地域社会との連携

No.	項 目	点 検
14)	「PTA保護者会」や「PTA総会」、「地域懇談会」等における いじめに関する指導方針や指導計画の周知	A・B・C・D
15)	児童生徒および保護者による「学校評価」の定期的な実施とその結果を踏まえた教育活動の点検および家庭との連携	A・B・C・D
16)	P T Aや地域住民の協力を得た生徒の 好ましい人間関係の構築に係る取組の推進	A・B・C・D

ひとりで悩まないで!

(17) いじめ等に関する相談機関 (リスト)

相談窓口名称	運営主体	電話番号	URL・アドレス	開設時間	定休日	備考
大分市子ども教育相談センター	大分市教育委員会	097-533-7744	-	月～金 9:00～18:00	土日祝祭日	電話相談・来所相談
大分市教育委員会青少年課	大分市教育委員会	097-537-5682	-	月～金 8:30～17:15	土日祝祭日	電話相談・来所相談
大分市学校問題解決支援チーム	大分市教育委員会	097-537-5998	-	月～金 8:30～17:15	土日祝祭日	電話相談・来所相談
大分市中央子ども家庭支援センター	大分市	097-537-5688	-	月～金 8:30～17:15	土日祝祭日	家庭や学校での悩みで困った時
大分市東部子ども家庭支援センター	大分市	097-527-2140	-	月～金 8:30～18:00	土日祝祭日	家庭や学校での悩みで困った時
大分市西部子ども家庭支援センター	大分市	097-541-1440	-	月～金 8:30～17:15	土日祝祭日	家庭や学校での悩みで困った時
大分市保健所	大分市	097-536-2852	-	月～金 8:30～17:15	土日祝祭日	心の健康に関する相談
いつでも子育てホットライン (大分県子育て電話相談センター)	大分県	0120-462-110	-	24時間受付	なし	子育てに関するあらゆる相談
ネットあんしんセンター	財団法人 ハイパーネットワーク 社会研究所	097-533-4155	center@hyper.or.jp http://www.hyper.or.jp/anshin/	電話 月～金10:00～17:00 メールは随時	土日祝祭日	ネットトラブルや ネットいじめ
大分県教育委員会生徒指導推進室	大分県教育委員会	-	no-ijime@pref.oita.lg.jp	24時間受付	なし	ネット上の「いじめ」等に関する相談
大分県教育センター教育相談部	大分県教育委員会	097-503-8987	-	月～金 8:30～17:15	土日祝祭日	ネット上の「いじめ」等に関する相談
全国統一いじめ相談ダイヤル	大分県教育委員会	0570-078310	-	月～金 8:30～17:15 時間外は留守電で対応	土日祝祭日	いじめ相談
子どもの人権110番	大分地方法務局	0120-007-110	http://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html	月～金 8:30～17:15 時間外は留守電で対応	土日祝祭日	人権に関する相談
大分いのちの電話	社会福祉法人いのちの電話	097-536-4343	-	24時間受付	なし	自殺予防相談
チャイルドライン	NPO法人チャイルドライン支援センター	0120-99-777	-	月～土16:00～21:00	-	悩み、困り相談

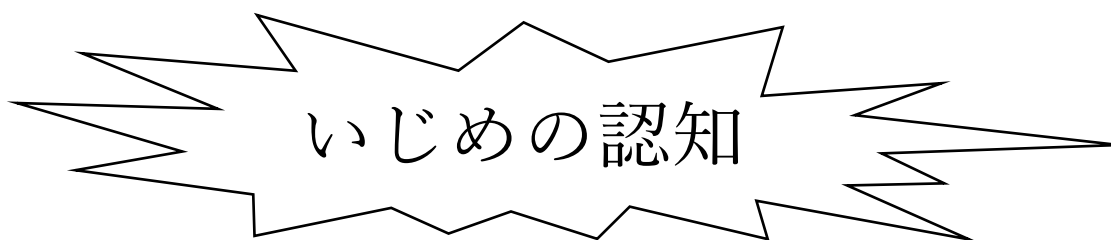
(17) いじめ等に関する相談機関 (リスト)

重大事態発生時の対応

重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- (ア) 重大事態が発生した旨を、大分市教育委員会に速やかに報告する。
- (イ) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (ウ) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (エ) 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。



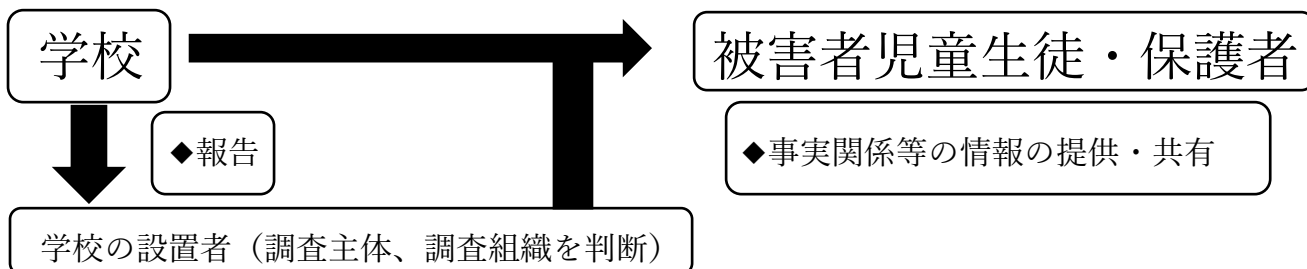
学校「いじめ防止等の対策のための組織」を中核として組織的に対応する。



【この組織が中核となって行うこと】

- いじめの情報収集と記録
- いじめの情報の迅速な共有
- 関係のある児童生徒への事実関係の聴取
- 指導や支援の体制・対応方針の決定
- 保護者との連携

重大事態発生



調査組織 (学校又は学校の設置者の下に設置)

事実関係を明確にする調査を実施 (公平性・中立性を確保、プライバシーへの配慮)